

静岡県立大学外部資金受入審査機関に関する規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 82 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日、平成 26 年 4 月 1 日、平成 27 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、外部資金の受入れを審査する機関（以下「外部資金受入審査機関」という。）の組織その他必要事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程で、「外部資金」とは、民間等から受け入れる受託研究費、共同研究費及び奨学寄附金をいう。

(外部資金受入審査機関の区分)

第 3 条 外部資金受入審査機関は、教育研究審議会と部局外部資金受入審査会とする。

(教育研究審議会による審議)

第 4 条 教育研究審議会は、学長の諮問に基づき学術研究等を包括的に指定された奨学寄附金の受入れの適否について審議する。

(部局外部資金受入審査会の組織等)

第 5 条 部局外部資金受入審査会の組織、会議等は、学部、研究科、研究院及び短期大学部（以下「学部等」という。）については、学部等の長が教授会、研究科委員会又は研究院委員会の議を経て定めるものとし、学生部については、学生部長が学生委員会の議を経て定めるものとする。

2 部局外部資金受入審査会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 奨学寄附金の使途について、教育研究領域、教員等について指定のあった奨学寄附金の受入れの適否

(2) 受託研究及び共同研究の受入れの適否

(庶務)

第 6 条 外部資金審査機関の庶務は、事務局又は地域・産学連携推進室において処理する。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、外部資金受入審査機関の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。